

## 平成26年度第1回鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日時 平成26年5月23日（金） 午後1時～

場所 本庁舎3階 会議室

出席者 委員14名、関係課・事務局職員13名

欠席 委員2名

### 議事

- 1 開会
- 2 委員紹介

### 3 議事

#### (1) 子ども・子育て新制度及び鳴門市子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て新制度及び鳴門市子ども子育て支援事業計画について」事務局から説明を行いました。

#### (会長)

12ページの計画の構成案について。これらを含んだ計画を9月の時点で策定しないといけないということでしょうか。

#### (事務局)

12ページの第4章に関しては、ニーズ調査も終わっているので数値的なものは出そうと思うのだが、今後鳴門市が目指すべき子育ての方針、理念などは最終的に3月までに完成する。ただ、ある程度の素案は9月を目処に作成する予定。

#### (委員)

3点質問がある。1点目、認定という言葉についてお聞きしたい。毎週、週に数時間、一時保育に継続して通っている子どもは2号になるのか1号になるのか。

#### (事務局)

年齢が3歳以上の子どもは選択肢として1号か2号になる。1号と2号の違いは保護者の就労状況による。保育所の入所要件に係る親の就労形態がどの程度か、というところが関係してくる。週1回程度の一時預かりで、他は日中、親が子どもをみていただける状況ならば1号認定になる可能性が高い。これが週4回、5回になると保育所に入る資格もある2号認定の可能性も出てくる。ただ、保護者の希望で、2号認定の資格があるからといって必ずしも保育所に入らなければならないということではなく、幼稚園で一時預かりを利用する選択肢もある。

(委員)

認定という是誰かが認定するということだが、鳴門市に住んでいる子どもは全て、鳴門市が1号か2号か3号に認定するということでよいのか。

(事務局)

基本的には小学校入学前の子どもは全て認定を受けることになる。ただ、3歳未満の子どもで、自宅で保育されている子どもは認定を必要としない。ただ、認定を必要としない方についても、子育て支援拠点事業を利用することは可能。3歳以上の子どもに関しては、保護者の就労形態によらず、少なくとも1号認定は取得できる。

(委員)

2点目の質問。5ページに保育標準時間と保育短時間というものがあるが、ここで分けている理由を知りたい。需要見込みをもっと精緻な数字にしたいからなのか。

(事務局)

これまでは保育標準時間しかなく、全ての子どもが一律の保育料で同じ時間だけ受けられる形であった。保育短時間を設けることで、保護者に直接関係することとなると、早く迎えに来てもらう分、保育料が下がる可能性が出てくる。下げ幅はこれから協議する。具体的な価格は国の公定価格が出てから、それに基づいて市で検討する。保護者については実状に応じた保育が受けられると思う。

(委員)

3点目、需要見込みについて。該当者が少ない類型がある。回答者数が少ないアンケート結果は信頼性が低く、特殊なケースも含んでいる可能性があると思う。該当者数の少ないカテゴリについて、どうやってこの数字を出していくのか。また、この計算方法を過去の分や現在のものに当てはめた時、数字で予測できるのか。現在の数字や去年の数字もチェックしたほうが良いのではないか。

(事務局)

おっしゃる通り、実際、ニーズ調査では回答者数が少ない項目もある。一旦は国で示された算出方法で出し、それを精査、検証している。

## (2) 鳴門市子ども・子育て支援事業計画策定に係る区域の設定について

「鳴門市子ども・子育て支援事業計画策定に係る区域の設定」について、事務局から説明を行いました。

(委員)

区域について、施設選択は保護者の仕事の影響もあるのではないかと。仕事の関係の延長線上にある保育所を利用している人も多いのではないかと。これは要望だが、そういったところも加味して検討していただきたい。

(委員)

保育所のこともあるが、幼稚園について1区制ということで、ある程度の校区の融通というのは認めていただけないのか。保育所では認められているにもかかわらず、幼稚園ではそういうことはない。地域で育てるという方針はわかるが、共働きの保護者の都合にも融通を

きかせてもらえたら、と思う。

**(事務局)**

今いただいたご意見について、幼稚園、小学校の通学区域については一定の基準を教育委員会で定めている。これまで説明もしており、ご承知いただいていると思うが、24年度から見直しを進め、今年3月末に新基準を設定し、新基準は27年度の新入園児、新入学児から適用していくということで説明させていただいている。地域で子どもを育てていくという方針に基づいて、その住所地の幼稚園、小学校に通っていただくということを基本として考えている。どうしても時間内に帰って来られないなど、ご事情がある場合は申請をいただき、教育委員会で審査をした上で認めていくような条件を定めている。個別の事由がある方は教育委員会にご相談いただければと思う。

**(事務局)**

区域を細かく設定してしまうと、その設定した区域の中の見込み量と供給量体制で完結していくということになる。例えばある町に大きな企業が進出してきたとして、保育所を選ぶ基準が職場に近いところ、ということであれば、子どもの住所地に関係なく、大きく需要の数字が動く見込みがある。細かい区域設定より、全市一区の方が対応しやすいということを踏まえ、ご提案させていただいた案となっている。

**(委員)**

細かく分けても、大きく分けても良いのだが、区域にこだわらず、保護者の方の流れや要望を加味して設置してほしい。

**(委員)**

認定こども園について。平成27年度から1つできるということだが、これから認定こども園が増えていって、それを一区に設定してしまった時、仮の話だが、鳴門町に住んでいるが撫養町の認定こども園に通っていて、仲の良い友達がいるのでそのまま撫養町の小学校へ入学したいのに、やはり学区が違うということで、その住まいの小学校に通わなければならないということが出てくるかもしれない。27年度からのルール作りもしていると思うが、その先に向けてのことも考えておかなければ、そういった部分でのご意見も出てくるのではないかと心配はある。今すぐの返事はいらないが、その時になってうまく対応できるよう、検討していただければと思う。

**(事務局)**

教育委員会では現在、学校再編に取り組んでいる。その背景には児童の大幅な減少がある。原因のひとつに、その地域の子どもたちが学区外へ行くということがある。そのために学校がなくなり、地域が衰退するのではというご指摘をいただいている。今いただいたようなご意見もあるし、地域との話の中で、教育委員会は地域で子どもを育てると言いながら、何故校区外への通学を許すのかというご意見もある。今のご意見も参考にさせていただきたい。

**(会長)**

事前に事務局ではかなり議論されて、対案として区域を区切るという案も検討してきたと思う。1区域にした時にデメリットになること、何が問題になりそうか、お聞きしたい。

**(事務局)**

区域を細分化して、それぞれの地域ごとに政策を考えていく方が、市の方針は分かりやすいと思うが、1区にするからといって小さな問題や地域のニーズを拾わないということではない。1区にしてもそういう声を聞いて、全体で調整しながらやっていくことが可能であると考えた。

**(会長)**

子どもさんや保護者の利便性を考えて、随時そういうことを踏まえながらやっていただきたい。この区域の設定によって不便が出てくるとか、どういう問題がでてくるか、ということも残る。「これでよし」とは思わないが、今のところ1区域の方がメリットがあるように思える。審議会としては、この1区域案を支持ということで良いか。(異議なし)

**(3) 地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと供給体制について**

「地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと供給体制」について、事務局から説明を行いました。

**(委員)**

地域子育て支援拠点事業について。この見込み量は延べの人数か。これはアンケートを出した人の数か。数字が少ないように思われる。

**(事務局)**

計算が、各家庭でお子さま1人の利用での数字となっている。母親とお子さまが2人ということになれば数字が増える。1組での計算になっている。

**(委員)**

子ども子育て新制度の概要、1ページの「子ども・子育て支援の質・量の拡大」と、12ページ第5章「子どもの豊かな心を育む教育の充実」について。このあたりの構想はどのようになっているのか。質の充実を図るために考えておられることをお聞きしたい。子どもを育てるところに直接関係する保育士さんや教諭、環境、教師の力など、そのあたりの質の向上について、どのように組み込まれるのか教えていただきたい。

**(事務局)**

現在は当審議会に数値しかお示ししていない状況。おっしゃるとおり、数は満たされているが質や内容はどうか、という部分については示されておらず、これで良いかという不安・心配はあると思う。質の向上については、これから国において公定価格が示される場所であるが、保育士や教諭の person 費、施設整備に関する費用の支援が増加し、また、新制度の前ではあるが、一時預かり事業や子育て支援事業などを行った施設に対する補助額も増加している。ただ、金額では見えないこともある。例えば研修の体制の強化など、国からは、例えば、研修に参加する際の代替職員の person 費などに対する支援策が示されている。この審議会でも全体の計画を策定する上で、保育の質を落とさないような議論、今後事業を行う時の運営基準なども諮っていききたいので、さまざまなご意見をいただきたいと思う。

**(会長)**

枠組みが決まっても中身が伴わなければ意味がない。子ども・子育て関連3法の趣旨

で、保護者が子育てについての第一義的責任を有する、ということを前提にしているので、保護者の意識改革やそのサポート体制も必要。また、保育士や教諭の質的向上もなければ成り立たない。以後も審議会の中で議論していきたい。

#### 4 その他

「今後の流れ（スケジュールの確認）」について、事務局から説明を行いました。

#### 5 閉会